

## 2020年度（令和2年度）社会福祉法人の経営状況について

令和4年2月28日  
 経営サポートセンター リサーチグループ  
 主査 深澤 宏一

## サービス活動増減差額比率が上昇し、赤字法人割合は縮小

- 2019年度・2020年度の経年比較
  - ✓ 赤字法人割合は縮小するも従事者1人当たり人件費は引き続き増加
- 主たる事業別比較
  - ✓ 介護保険事業を主たる事業とする法人は、サービス活動収益が増加したものの、人件費率の上昇により、サービス活動増減差額比率は前年度比+0.1ポイントとほぼ横ばい
  - ✓ 保育事業を主たる事業とする法人は、サービス活動収益が増加し、サービス活動増減差額比率も前年度比+0.8ポイントと経営状況が大幅に改善
- 社会福祉充実残額の発生状況
  - ✓ 全体の7.6%の法人で社会福祉充実残額が発生
  - ✓ 大部分の法人は国が第1順位として示した社会福祉事業に充てる計画を立案

## ▼ 2019年度・2020年度 社会福祉法人の経営状況

区分	単位	2019年度	2020年度	差(2020-2019)
法人数	—	8,386	8,483	—
従事者数	人	111.1	112.2	1.2
人件費率	%	67.3	67.3	▲ 0.0
経費率	%	23.9	23.8	▲ 0.2
減価償却費率	%	4.8	4.7	▲ 0.1
サービス活動増減差額比率	%	2.9	3.1	0.2
経常増減差額比率	%	3.0	3.3	0.3
経常収益対支払利息率	%	0.5	0.5	▲ 0.0
従事者1人当たりサービス活動収益	千円	5,945	6,022	76
従事者1人当たり人件費	千円	4,000	4,050	50
流動比率	%	301.3	301.9	0.6
純資産比率	%	72.0	71.4	▲ 0.6
固定長期適合率	%	85.9	85.4	▲ 0.5
借入金比率	%	48.2	48.7	0.4
総資産回転率	回	0.45	0.45	0.00
総資産経常増減差額比率	%	1.3	1.5	0.2
赤字法人割合	%	28.5	25.9	▲ 2.6

## 【本リサーチ結果に係る留意点】

- ・設立後1年未満の社会福祉法人は分析対象に含んでいない
- ・資料出所は、すべて福祉医療機構である。また、数値は平均値である。以下記載がない場合は同じ
- ・数値は四捨五入のため、内訳や差引の合計が合わない場合がある。以下記載がない場合は同じ
- ・費用の比率およびサービス活動増減差額比率は、サービス活動収益に対する割合。以下記載がない場合は同じ

福祉医療機構（以下「機構」という。）では、毎年度、貸付先の社会福祉法人（以下「法人」という。）の経営状況等について調査を行っており、本稿では2020年度（令和2年度）決算について経年で比較した後、主たる事業別や地域別の経営状況、人材確保の状況などを分析する。

## 1 2020年度の経営状況

### サービス活動増減差額比率が上昇し赤字法人割合は縮小するも、従事者1人当たり人件費は引き続き増加

2020年度の経営状況は、サービス活動収益対サービス活動増減差額比率（以下「サービス活動増減差額比率」という。）が3.1%となり、前年度から0.2ポイント改善した（図表1）。その要因としては、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）に対応するため2020年

（図表1）2019年度・2020年度 社会福祉法人の経営状況

区分	単位	2019年度	2020年度	差(2020年度-2019)
法人数	—	8,386	8,483	—
従事者数	人	111.1	112.2	1.2
人件費率	%	67.3	67.3	▲ 0.0
経費率	%	23.9	23.8	▲ 0.2
減価償却費率 <sup>1</sup>	%	4.8	4.7	▲ 0.1
サービス活動増減差額比率	%	2.9	3.1	0.2
経常増減差額比率	%	3.0	3.3	0.3
経常収益対支払利息率	%	0.5	0.5	▲ 0.0
従事者1人当たりサービス活動収益	千円	5,945	6,022	76
従事者1人当たり人件費	千円	4,000	4,050	50
流動比率	%	301.3	301.9	0.6
純資産比率	%	72.0	71.4	▲ 0.6
固定長期適合率	%	85.9	85.4	▲ 0.5
借入金比率	%	48.2	48.7	0.4
総資産回転率	回	0.45	0.45	0.00
総資産経常増減差額比率	%	1.3	1.5	0.2
赤字 <sup>2</sup> 法人割合	%	28.5	25.9	▲ 2.6

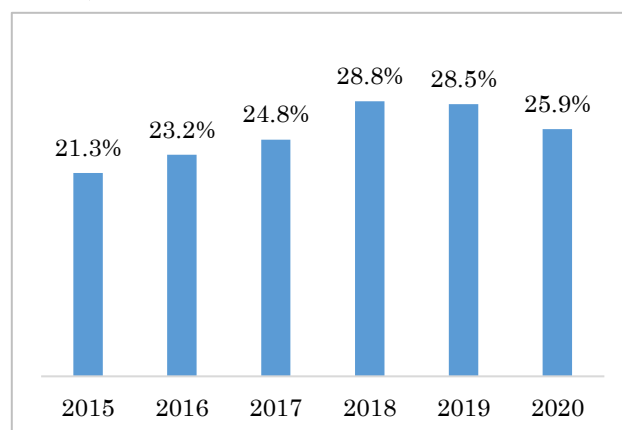
<sup>1</sup> 減価償却費率は(減価償却費+国庫補助金等特別積立金取崩額)/サービス活動収益で算出。以下記載がない場合は同じ

<sup>2</sup> 経常増減差額が0円未満を赤字とした。以下記載がない場合は同じ

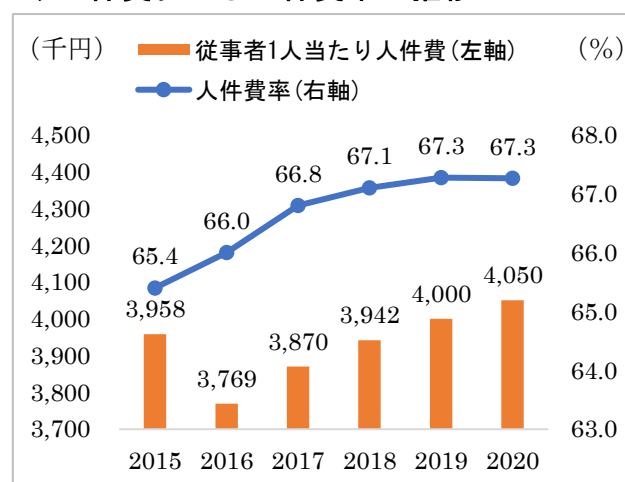
6月に導入された通所介護等の報酬上の特例といった財政的支援の影響や、介護職員処遇改善加算をはじめとした加算の算定率上昇により従事者1人当たりサービス活動収益が増加したことなどが考えられる。赤字法人割合も前年度から2.6ポイント低下して25.9%となり、近年上昇基調にあった赤字法人割合は一時的に歯止めがかかったといえる(図表2)。

しかし、従事者1人当たり人件費は増加し続けており(図表3)、コロナに関連する報酬上の特例が終了した後も、引き続き収益の改善や費用の削減など経営安定化のための努力が求められるだろう。

（図表2）赤字法人割合の推移



（図表3）社会福祉法人の従事者1人当たり人件費および人件費率の推移



## 2 主たる事業別の経営状況

### 2.1 主たる事業別の経営状況の推移

**保育事業を主たる事業とする法人は人件費率、経費率が大きく低下し経常増減差額比率が0.8ポイント上昇するなど経営の改善が顕著**

続いて、主たる事業別の経営状況を確認する。介護保険事業を主たる事業<sup>3</sup>とする法人（以下「介護主体法人」という。）、保育事業を主たる事業とする法人（以下「保育主体法人」という。）、障害福祉サービス事業を主たる事業とする法人（以下「障害主体法人」という。）の3つに分け、2019年度と2020年度で比較可能なデータを有する同一法人を抽出し、2か年の経営指標を比較した（図表4）。

全体を概観すると、いずれの法人類型におい

ても2020年度は従事者数やサービス活動収益（以下、単に「収益」と記載した場合はサービス活動収益をいう。）とサービス活動費用が2019年度に比べ増加していた。通所介護など個々のサービスにおいてはコロナの影響を受け利用率は低下したものの、報酬上の特例もあり、収益の大幅な減少には至らなかったと考えられる。さらに、経営努力の結果もあり赤字法人割合も縮小していることから、全体としてはコロナによる大きな影響はほとんどみられないといえる。

主たる事業別にみていくと、介護主体法人は例年どおり3つの法人類型のなかではもっとも従事者数が多く、収益の規模も大きかった。また、サービス活動収益対経費率（以下「経費率」という。）や、設備投資がもっとも大きくサービス活動収益対減価償却費率（以下「減価償却費

**（図表4）2019年度・2020年度 主たる事業別社会福祉法人の経営状況（同一法人）**

区分	単位	介護主体法人 n=2,997			保育主体法人 n=2,978			障害主体法人 n=1,186		
		2019	2020	差(2020-2019)	2019	2020	差(2020-2019)	2019	2020	差(2020-2019)
従事者数	人	157.7	159.6	2.0	59.1	60.9	1.9	101.5	103.1	1.6
サービス活動収益	千円	952,974	977,153	24,179	315,632	327,593	11,962	614,441	628,501	14,060
うち介護保険事業収益	千円	828,019	846,624	18,604	8,374	8,513	139	41,797	42,459	662
うち保育事業収益	千円	34,127	36,213	2,086	296,855	308,246	11,390	13,238	14,252	1,014
うち障害福祉サービス事業収益	千円	28,712	29,998	1,286	2,546	2,725	179	492,835	507,622	14,787
サービス活動費用	千円	929,347	952,269	22,922	301,437	310,163	8,726	595,884	607,886	12,002
サービス活動増減差額	千円	23,627	24,885	1,258	14,194	17,430	3,236	18,558	20,615	2,058
人件費率	%	65.8	66.0	0.2	72.7	72.3	▲0.5	65.6	66.1	0.5
経費率	%	25.8	25.6	▲0.2	19.5	19.0	▲0.5	21.8	21.4	▲0.3
うち事業費率	%	14.6	14.6	0.0	10.6	10.3	▲0.3	11.5	11.3	▲0.1
うち事務費率	%	11.2	11.0	▲0.2	8.9	8.7	▲0.2	10.3	10.1	▲0.2
減価償却費率	%	5.6	5.5	▲0.2	3.2	3.3	0.1	4.0	4.1	0.1
サービス活動増減差額比率	%	2.5	2.5	0.1	4.5	5.3	0.8	3.0	3.3	0.3
経常増減差額比率	%	2.3	2.5	0.2	4.9	5.7	0.8	3.5	3.9	0.4
経常収益対支払利息率	%	0.7	0.6	▲0.1	0.2	0.2	▲0.0	0.2	0.2	▲0.0
従事者1人当たりサービス活動収益	千円	6,045	6,122	78	5,343	5,377	34	6,056	6,097	41
従事者1人当たり人件費	千円	3,975	4,041	66	3,886	3,887	0	3,975	4,031	56
赤字法人割合	%	33.1	31.6	▲1.5	24.2	19.6	▲4.7	26.5	22.3	▲4.1

<sup>3</sup> 法人全体のサービス活動収益のうち50%を超える収益種別を主たる事業として区分した。ここに挙げていない老人福祉事業や生活保護事業などを主たる事業とする法人やいずれの収益種別も50%以下の法人は数が少ないことから紹介は割愛する

率」という。)が高いという特徴もある。経年でみるとサービス活動収益対人件費率(以下「人件費率」という。)など費用面で比率に上下はあったものの、サービス活動増減差額比率と経常収益対経常増減差額比率(以下「経常増減差額比率」という。)はほぼ横ばいであった。

保育主体法人は2019年度からの経営改善が目立っている。人件費率と経費率はともに0.5ポイント低下し、サービス活動増減差額比率は0.8ポイント上昇した。処遇改善加算の算定などで収益は増加した一方、行政からの要請などにより休園した際に時間外労働が発生せず、給与支給額が前年度と比べ一定程度抑えられたことから従事者1人当たり人件費が横ばいであったことなどが考えられる。経常増減差額比率も上昇しており、赤字法人割合も19.6%と前年度から大きく縮小している。

障害主体法人は人件費率は前年度から上昇したものの、経費率の低下等によりサービス活動増減差額比率は若干上昇している。ただし、従事者1人当たり人件費の増加額よりも、従事者1人当たりサービス活動収益の増加額が少ないことに注意が必要である。令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定において大きな改定があった就労継続支援A型・B型、放課後等デイサービスを中心に提供している法人では、対応状況によっては2021年度以降は収益が減少し、経営が悪化することも考えられる。

なお、介護保険事業、保育事業、障害福祉サービス事業のそれぞれの施設・事業所の2020年度の経営状況については順次個別にリサーチレポートを公表することから、お読みいただければ幸いである<sup>4</sup>。

## 2.2 主たる事業別の黒字赤字比較

**いずれの法人類型でも黒字法人と比べ赤字法人は人件費率・経費率が高く、従事者1人当たりサービス活動収益は少ない**

さらに、主たる事業別に黒字法人と赤字法人の経営状況を比較してみると、いずれの法人類型においても、黒字法人と比べ赤字法人は人件費率と経費率が高く、従事者数や収益、従事者1人当たりサービス活動収益は少なかった(図表5、図表6、図表7)。とくに保育主体法人では赤字法人の収益は黒字法人の3分の2程度にとどまるなど、収益の差は顕著であった。

(図表5) 介護主体法人の黒字・赤字比較

区 分	単位	介護主体法人		
		黒字法人	赤字法人	差(黒字-赤字)
法人数	—	2,231	1,115	—
従事者数	人	169.9	132.6	37.3
サービス活動収益	千円	1,054,850	773,585	281,266
人件費率	%	64.9	69.2	▲ 4.3
経費率	%	25.0	27.8	▲ 2.8
減価償却費率	%	5.3	6.0	▲ 0.7
サービス活動増減差額比率	%	4.5	▲ 3.3	7.8
経常増減差額比率	%	4.5	▲ 3.5	8.0
従事者1人当たりサービス活動収益	千円	6,210	5,836	374
従事者1人当たり人件費	千円	4,027	4,038	▲ 11

(図表6) 保育主体法人の黒字・赤字比較

区 分	単位	保育主体法人		
		黒字法人	赤字法人	差(黒字-赤字)
法人数	—	2,593	654	—
従事者数	人	65.1	46.4	18.7
サービス活動収益	千円	352,531	235,642	116,889
人件費率	%	71.1	78.4	▲ 7.4
経費率	%	18.8	21.6	▲ 2.7
減価償却費率	%	3.2	3.8	▲ 0.7
サービス活動増減差額比率	%	6.8	▲ 4.0	10.8
経常増減差額比率	%	7.2	▲ 3.6	10.8
従事者1人当たりサービス活動収益	千円	5,417	5,079	338
従事者1人当たり人件費	千円	3,849	3,984	▲ 135

<sup>4</sup> (独)福祉医療機構経営サポートセンター「令和3年度リサーチレポート」<https://www.wam.go.jp/hp/keiei-report-r3/>



(図表 7) 障害主体法人の黒字・赤字比較

区分	単位	障害主体法人		
		黒字法人	赤字法人	差(黒字－赤字)
法人数	—	1,036	313	—
従事者数	人	104.8	90.6	14.2
サービス活動収益	千円	643,821	527,905	115,916
人件費率	%	65.2	69.0	▲ 3.8
経費率	%	20.7	23.8	▲ 3.2
減価償却費率	%	3.9	4.6	▲ 0.7
サービス活動増減差額比率	%	4.9	▲ 4.0	9.0
経常増減差額比率	%	5.6	▲ 3.4	9.0
従事者 1 人当たりサービス活動収益	千円	6,142	5,828	314
従事者 1 人当たり人件費	千円	4,005	4,022	▲ 17

ただし、従事者数に差がみられることから、法人の規模によって経営状況に差があると考えられる。そのため、次項では主たる事業別・収益規模別の経営状況についてみていきたい。

## 2.3 サービス活動収益規模別の経営状況

**大規模法人では従事者 1 人当たり人件費は高いものの、従事者 1 人当たりサービス収益も高く赤字割合が低い傾向がある**

法人を主たる事業別およびサービス活動収益の規模により複数に区分し比較したところ、いずれの法人類型においても収益の規模がもっとも小さい区分の赤字割合がもっとも高かった(図表 8)。さらに、収益の規模が大きくなるほど従事者 1 人当たりサービス活動収益と従事者 1 人当たり人件費が高くなる傾向があり、例年どおり収益の規模によって経営状況に違いがみられた。

ただし、全体としては規模が大きいほどサービス活動増減差額比率が高く、赤字法人割合は小さい傾向にあるものの、障害主体法人においては 4 億円以上 6 億円未満の区分がもっともサ

(図表 8) 主たる事業別サービス活動収益額規模別の経営状況

介護主体法人							
指標名	単位	5 億円未満	5 億円以上 10 億円未満	10 億円以上 15 億円未満	15 億円以上 20 億円未満	20 億円以上	全体
法人数	—	1,084	1,245	485	237	295	3,346
1 法人当たり従事者数	人	58.2	118.8	199.6	282.9	515.3	157.4
従事者 1 人当たりサービス活動収益	千円	5,754	6,010	6,094	6,108	6,348	6,105
従事者 1 人当たり人件費	千円	3,773	3,988	4,017	4,002	4,198	4,030
サービス活動増減差額比率	%	1.1	2.0	2.4	3.3	2.9	2.4
赤字法人割合	%	42.4	32.4	28.7	21.5	20.7	33.3
保育主体法人							
指標名	単位	1 億円未満	1 億円以上 2 億円未満	2 億円以上 4 億円未満	4 億円以上 6 億円未満	6 億円以上	全体
法人数	—	205	1,281	1,022	374	365	3,247
1 法人当たり従事者数	人	17.7	29.1	53.8	89.0	191.7	61.3
従事者 1 人当たりサービス活動収益	千円	4,732	5,044	5,226	5,419	5,653	5,365
従事者 1 人当たり人件費	千円	3,602	3,742	3,800	3,899	3,992	3,870
サービス活動増減差額比率	%	▲ 0.1	3.9	5.0	6.0	6.1	5.3
赤字法人割合	%	45.9	24.5	16.2	12.8	8.8	20.1
障害主体法人							
指標名	単位	2 億円未満	2 億円以上 4 億円未満	4 億円以上 6 億円未満	6 億円以上 8 億円未満	8 億円以上	全体
法人数	—	354	319	192	143	341	1,349
1 法人当たり従事者数	人	24.0	53.6	85.8	120.5	227.7	101.5
従事者 1 人当たりサービス活動収益	千円	4,974	5,416	5,781	5,796	6,469	6,077
従事者 1 人当たり人件費	千円	3,209	3,548	3,820	3,847	4,273	4,008
サービス活動増減差額比率	%	2.7	3.7	3.9	3.4	2.9	3.1
赤字法人割合	%	31.4	20.1	22.9	17.5	20.2	23.2

注) 表中の濃淡は各行における数値の大小を示す。以下記載がない場合は同じ

サービス活動増減差額比率が高いなど、一定規模以上ではサービス活動増減差額比率に明確な傾向はみられなかった。

なお、収益規模上位 2 割の法人の収益をすべて合算し、全法人の収益の合計に占める割合を算出したところ、介護主体法人は 48.6%、保育主体法人は 50.3%、障害主体法人は 52.9%と、いずれの法人類型でも収益規模上位 2 割の法人が総収益の約 5 割の収益を得ていることが確認できた（文末脚注<sup>5</sup>）。

### 3 地域別の経営状況

#### 3.1 所在都道府県別の経営状況

**介護保険事業、保育事業を主たる事業とする法人の従事者 1 人当たり人件費は東京都がもっとも高いが、障害福祉サービス事業を主たる事業とする法人はばらつきがある**

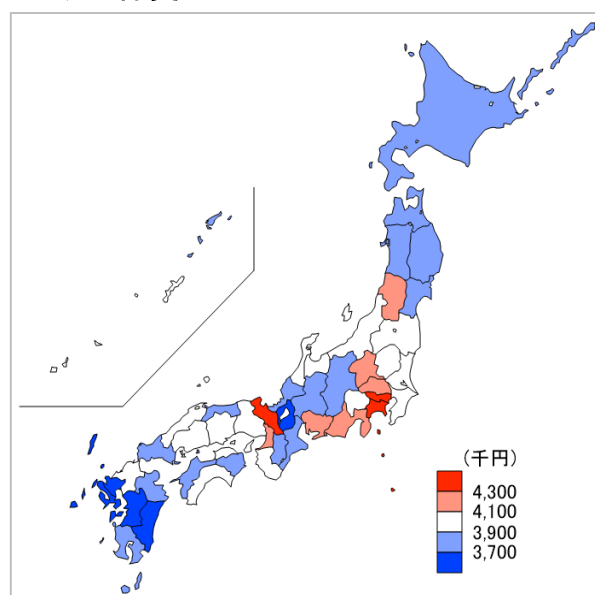
法人の主たる事務所が所在する都道府県とは異なる都道府県に、施設・事業所を有する法人はもっとも多い介護主体法人であっても 6.7%と少数であることから（図表 9）、都道府県別の経営状況の比較においては従事者 1 人当たり人件費などに地域性が反映されるものと考えられる。

#### （図表 9）所在する都道府県外で施設・事業所を有する法人割合

法人類型	法人数	所在する都道府県外で施設・事業所を有する法人数（ ）内は割合
全体	8,483	464(5.5%)
介護主体法人	3,346	225(6.7%)
保育主体法人	3,247	163(5.0%)
障害主体法人	1,349	34(2.5%)

そこで、主たる事業ごとに従事者 1 人当たり人件費を確認すると、介護主体法人においては東京都がもっとも高い 4,463 千円、次いで神奈川県が 4,422 千円であった（図表 10）。令和 2 年度の最低賃金<sup>5</sup>も東京都、神奈川県の順で高く、東北や九州は低めであることから、介護主体法人は地域別の最低賃金の状況を反映した地域差があるといえよう。

（図表 10）介護主体法人の従事者 1 人当たり人件費

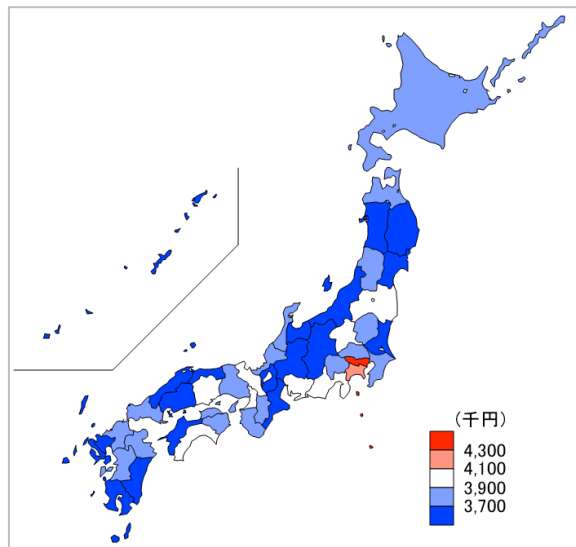


保育主体法人について同様に確認すると、介護主体法人と若干違いがみられた。東京都の従事者 1 人当たり人件費は、介護主体法人の東京都の額を超える 4,483 千円であり東京都が抜きんで高かった（図表 11）。また、保育主体法人でもっとも低いのは鹿児島県の 3,405 千円であり、東京都とは 1,000 千円以上も差があった。東京都では従前から東京都保育士等キャリアアップ補助金という処遇改善の独自補助金を設けており、地域の実情を反映した行政の施策によって地域差があるものとみられる。

<sup>5</sup> 地域別最低賃金の全国一覧

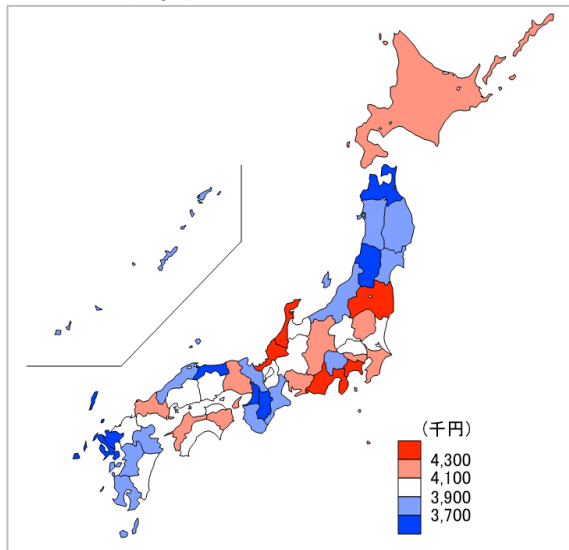
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/minimumichiran/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/minimumichiran/)

(図表 11) 保育主体法人の従事者 1 人  
当たり人件費



障害主体法人の従事者 1 人当たり人件費は、ほかの法人類型と比べると様相が異なっており、首都圏だけが高いわけではなく、ばらつきがみられた (図表 12)。東京都は 6 番目に高い 4,265 千円であり、もっとも高いのは静岡県 の 4,449 千円、次いで石川県の 4,425 千円となっていた。障害福祉を担う有資格者の数は、介護や保育に関連する職種と比べると少ないものとみられ、当該地域における有資格者の需給など、最低賃金以外の要素も給与の決定に影響を与えている可能性が考えられる。

(図表 12) 障害主体法人の従事者 1 人  
当たり人件費



### 3.2 所在市区町村別の経営状況

**保育事業を主たる事業とする法人は、1 法人で 1 施設のみ運営している法人の割合が高いことから、経営状況は所在する市区町村の人口の影響を受けている可能性がある**

都道府県別よりもさらに細かく状況を確認するため、法人の主たる事務所が所在する市区町村別での経営状況もみていきたい。介護保険事業、保育事業、障害福祉サービス事業のいずれにおいても、地域ごとの人件費などを加味した報酬、公定価格を設定していることから、基本的には単価が高い都市部のほうが従事者 1 人当たりサービス活動収益と従事者 1 人当たり人件費は高くなるものとみられる。

法人の主たる事務所が所在する市区町村の令和 2 年度国勢調査における人口別に、従事者 1 人当たりのサービス活動収益と人件費を並べると、保育主体法人では前述の地域ごとの公定価格の状況を反映して人口規模が大きい市区町村に所在する法人のほうがそれぞれが高くなっていることがわかる (図表 13)。しかし、介護主体法人と障害主体法人は人口規模が小さい市区町村に所在していても収益や人件費が少ないとは限らないようにみられる。

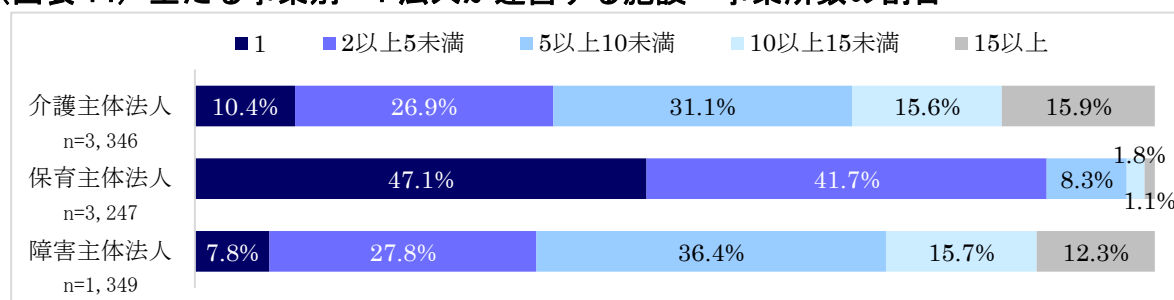
その要因としては 2 点考えられ、1 点目は運営する施設・事業所数の状況が関係しているというものである。保育主体法人は 1 施設・事業所のみを運営している法人の割合がほかの法人類型と比べて高く、5 施設・事業所未満が約 9 割であった (図表 14)。一方、介護主体法人、障害主体法人は 5 施設・事業所以上運営している法人が 6 割を超えていた。1 法人 1 施設・事業所では当然に法人が所在する市区町村のみで事業を実施することとなるが、複数の施設・事業所ある場合は、近隣の市区町村にも事業を展開していることが考えられ、事業を展開した市区町村の人口などの経営環境に影響されている可能性がある。

(図表 13) 所在する市区町村の人口規模別 従事者 1 人当たりのサービス活動収益と人件費

(単位：千円)

法人類型	指標	5万人未満	5万人以上 10万人未満	10万人以上 20万人未満	20万人以上 50万人未満	50万人以上 100万人未満	100万人以上	全体
介護主体 法人	従事者 1 人当たり サービス活動収益	6,043	5,992	5,965	6,040	6,322	6,437	6,105
	従事者 1 人当たり 人件費	3,958	3,973	3,965	3,982	4,155	4,262	4,030
保育主体 法人	従事者 1 人当たり サービス活動収益	5,057	5,244	5,206	5,409	5,601	5,629	5,365
	従事者 1 人当たり 人件費	3,633	3,743	3,789	3,862	4,082	4,103	3,870
障害主体 法人	従事者 1 人当たり サービス活動収益	6,312	5,920	6,076	5,844	6,187	6,256	6,077
	従事者 1 人当たり 人件費	4,029	3,921	4,019	3,851	4,110	4,302	4,008

(図表 14) 主たる事業別 1 法人が運営する施設・事業所数の割合



2 点目は対象となる地域はごく限られることに留意する必要があるが、介護報酬と障害福祉サービス等報酬の地域区分を設定する際の特例が影響している可能性も挙げられる。地域区分は地域ごとの民間事業者の賃金水準等を反映させた公務員の地域手当に準拠して設定されているが、地域手当の設定のある地域と複数隣接している場合には、複数隣接している地域区分のうち一番低い地域区分の範囲内で適用級地の見直しを可能とした「複数隣接ルール<sup>6</sup>」などが適用される。そのため、人口規模が少ない市区町村にある法人でも、立地によっては比較的高い報酬を得られ、人件費が高い近隣地と同水準の給与を設定していることもあり得る。

上記により介護主体法人、障害主体法人では保育主体法人ほど所市区町村の人口規模と経営指標に関連がみえなかったものと思料する。

## 4 人材確保の状況

### 4.1 採用と離職の状況

#### コロナ禍において採用率、離職率ともに 2019 年度よりも低下

2020 年度の人材の確保状況について確認したところ、全体の従事者の採用率<sup>7</sup>は 14.9%であった(図表 15)。内訳は、新卒採用率が 2.1%、中途採用率が 12.8%で、例年どおり採用者の大部分は中途採用であった。また、2020 年度に新

<sup>6</sup> 地域区分について(第 172 回(R1.11.15)社会保障審議会介護給付費分科会)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000566688.pdf>

令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要 別紙 8

<https://www.mhlw.go.jp/content/000759622.pdf>

<sup>7</sup> 採用率=当該年度に採用した常勤換算後従事者数/当該年度の 10 月 1 日時点の常勤換算後従事者数



(図表 15) 主たる事業別 採用と離職の状況 (同一施設)

区 分	社会福祉法人全体 n=7,626			介護主体法人 n=2,997			保育主体法人 n=2,978			障害主体法人 n=1,186		
	2019	2020	差 (2020- 2019)	2019	2020	差 (2020- 2019)	2019	2020	差 (2020- 2019)	2019	2020	差 (2020- 2019)
採用率	16.2	14.9	▲ 1.3	17.5	16.2	▲ 1.4	15.1	13.8	▲ 1.2	13.7	12.3	▲ 1.4
うち新卒	2.2	2.1	▲ 0.1	1.4	1.3	▲ 0.1	4.5	4.2	▲ 0.4	1.8	1.6	▲ 0.2
うち中途	14.0	12.8	▲ 1.2	16.2	14.9	▲ 1.3	10.5	9.7	▲ 0.8	11.9	10.7	▲ 1.2
新卒採用なし	41.5	43.5	2.1	45.8	48.9	3.1	33.5	34.4	0.9	53.3	56.7	3.4
離職率	14.5	13.5	▲ 1.0	16.0	14.8	▲ 1.2	12.6	12.1	▲ 0.5	12.4	11.5	▲ 0.9
うち就職後 1 年未満	4.5	4.1	▲ 0.4	5.5	4.9	▲ 0.5	3.1	3.0	▲ 0.2	3.3	2.8	▲ 0.4
うち就職後 1 年以上 3 年未満	4.0	3.6	▲ 0.4	4.4	3.9	▲ 0.4	3.7	3.5	▲ 0.3	3.4	3.0	▲ 0.3

卒者の採用がなかった法人は全体の 43.5%であった。2020 年度は 2019 年度よりも採用率が低下したこと、新卒採用をしている法人が減少したことを踏まえると、コロナの影響もあり、先が見通せないなかでの採用に慎重な法人が多かったものと推察される。

主たる事業別に採用率をみると、介護主体法人・障害主体法人の新卒採用率はおおむね 1%前後だが、保育事業主体法人においては、新卒採用率が 4.2%と高かった。専門学校・短期大学等の保育士養成校からの就職が比較的多いという点が他の法人類型と異なると考えられる。

離職の状況については、従事者全体のうち 2020 年度に離職した従事者の割合を示す離職率<sup>8</sup>は 13.5%であった。内訳としては、就職後 3 年未満に離職した従事者は 7.7%と、離職した従事者の半数以上が就職後間もなかった。また、2019 年度との比較では全体で 1.0 ポイント離職率が低下しており、コロナによる経済環境の悪化などがその一因として考えられる。

主たる事業別に離職率をみると、介護主体法人は 14.8%と、ほかの法人類型よりもやや高かった。さらに、就職後 1 年未満の離職率は 4.9%と離職者の 3 分の 1 を占めており、介護分野に

おいて採用のミスマッチが生じていることがうかがえる。

最後に採用率と離職率を比較すると、いずれの法人類型においても採用率が離職率を上回っており、図表 1 のとおり従事者数が増加していた。コロナ禍において積極的な採用は控えたものの、従事者も離職に慎重であった結果、従事者数が増加したものと考えられ、従事者の確保・定着においてコロナの影響は無視できないものと考えられる。引き続き、状況に応じた採用経路を模索しつつ、採用活動を進めていただくとともに、従事者定着のために勤務環境改善に取り組んでいただければ幸いである。

#### 4.2 所在都道府県別の採用と離職の状況

**大都市圏では従事者数の増加がみられたが、一部の県では従事者数が減少しており、従事者の確保に課題**

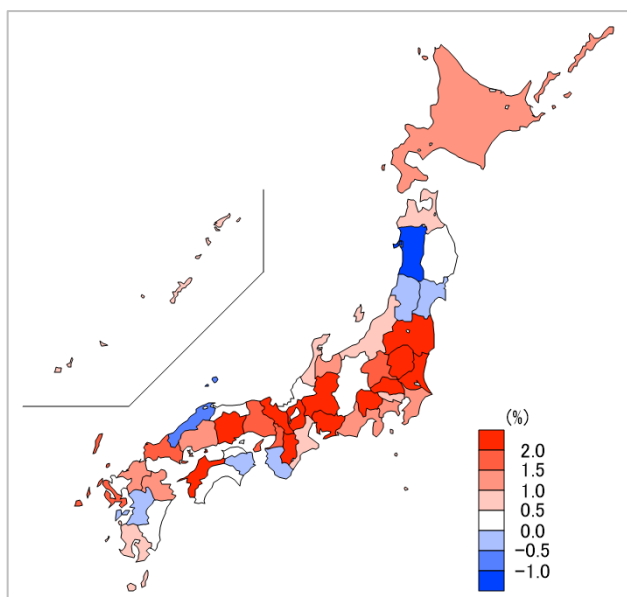
全国平均では従事者は増加しているものの、労働人口が豊富な大都市圏とそれ以外では、状況が異なるとみられることから、都道府県別に従事者の増減率を確認した(図表 16)。関東、東海、近畿の大都市圏においては従事者数の増加がみられた一方、比較的人口が少ない地方都市

<sup>8</sup> 離職率=当該年度に離職した常勤換算後従事者数/当該年度の 10 月 1 日時点の常勤換算後従事者数

においては採用率が離職率を下回り、従事者が減少していた。

それぞれの事業の報酬体系において処遇改善のための仕組みが設けられており、年々従事者の賃金は改善されてきているところである。しかし、とくに労働人口の減少に直面する地方都市において、他業界から人材を確保するためには賃金と同様に業務負担の軽減や柔軟な勤務体系などの働きやすさも重要であることから、引き続き勤務環境改善を進め、魅力ある職場づくりが喫緊の課題といえよう。

(図表 16) 所在都道府県別従事者の増減率



## 5 社会福祉法人制度に関する現状確認

### 5.1 社会福祉充実残額の発生状況

**2020 年度決算で社会福祉充実残額が生じた法人は全体の 7.6%であり、大多数の法人は社会福祉事業への充当を選択**

ここからは法人の制度に関する事項について確認していきたい。まず、社会福祉充実残額（以下「充実残額」という。）の状況について現況報告書を確認すると、2020 年度決算において充実残額が生じた法人は全体の 7.6%であった（図表 17）。

(図表 17) 2020 年度社会福祉充実残額の状況

項目	法人全体	介護主体法人	保育主体法人	障害主体法人
法人数	8,483	3,346	3,247	1,349
充実残額発生あり	7.6%	5.9%	6.3%	13.6%
うち社会福祉事業	6.2%	4.6%	5.0%	11.5%
うち地域公益事業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
うち公益事業	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%
うち複数実施	0.3%	0.5%	0.1%	0.6%
うち未定・未記載	1.0%	0.7%	1.2%	1.5%

主体事業別に充実残額の状況をみていくと、障害主体法人がもっとも割合が高く、介護主体法人は低かった。障害主体法人の充実残額の発生割合が高い理由としては、介護施設や保育施設と比べると障害福祉サービス事業所は建物が小規模なものが多く、充実残額算定で控除できる「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」や「再取得に必要な財産」は少ない一方、サービス活動増減差額は他の法人類型と比べても少なくないことが考えられる。介護主体法人は反対に、大きな不動産を有している法人が多いため、計算上充実残額が出にくくなっているものとみられる。

充実残額が生じた場合には、社会福祉充実計画を策定し、所轄庁の承認を得た上で、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、充実残額を計画的かつ有効に再投下していくこととなる。その用途は、全体でも主たる事業別にみてもほとんどの法人は国が第 1 順位に示した社会福祉事業を計画していた。従事者の処遇改善といった既存事業の充実に対し充実残額を有効に活用する姿勢がみてとれる。また、新規に充実残額が発生した法人を中心に、社会福祉充実計画の記載がない法人が見受けられた。いずれの法人においても年度の予算をたてたり、あるいは月次の決算を確認していくなかで、自法人に充実残額の発生があるのかを適宜確認することが求められる。発生が見込まれる場合には、計画の策定の

ほか公認会計士・税理士等からの意見聴取や評議員会の承認など、社会福祉法に定められた手続きがあることから、早い段階で準備に取りかからなくてはならないことに留意が必要である。

## 5.2 会計監査人の設置状況

**会計監査人を設置しているのは全体の3.9%であり、監査費用は介護保険事業を主たる事業とする法人がもっとも高く3,505千円**

続いて2020年度の会計監査人の設置状況と会計監査人への報酬について確認すると、会計監査人を設置しているのは法人全体の3.9%であり、監査人への報酬は平均3,276千円であった(図表18)。

また、法令上会計監査人の設置が義務付けられている特定社会福祉法人は全体の2.5%であり、令和3年度現在の特定社会福祉法人の基準である収益30億円超または負債60億円超に該当していないが任意で会計監査法人を設置している法人は全体の1.4%<sup>9</sup>であった。それらの法人の収益の平均は10億円を超えていたことから、将来的に収益と負債の基準が引き下げられることを見越して導入していると考えられる。

主たる事業別にみると、当然ではあるが収益規模が比較的大きい介護主体法人の設置率は5.3%とほかの法人類型より高く、任意設置の比率も高かった。また、会計監査人の報酬も規模が大きく、監査の工数が比較的多くなる介護主

体法人では平均3,505千円と高かった。

当初予定されていた特定社会福祉法人に該当する基準の引き下げについては、現在は延期されているが、当初の議論においては将来的に収益10億円超または負債20億円超まで引き下げられる予定である。2020年度決算でこの基準の該当の有無を判断すると、全体で19.1%、介護主体法人では31.1%が該当した。会計監査人の設置により、行政指導監査や競争入札制度の適用条件が一部緩和されるなど一定のメリットはあるものの、費用負担や事務負担の発生は避けられないことから、設置義務がある法人の負担軽減はどうあるべきかは考えていく必要があるだろう。

## 5.3 地域公益活動の実施状況

**全体の66.0%が現況報告書に活動内容を記載。得意分野を活かした活動をそれぞれ展開**

最後に、地域における公益的な取組(以下「地公取」という。)についてみていきたい。現況報告書の記載状況を確認したところ、機構にデータがある法人のうち66.0%で地公取の記載があった(図表19)。

取組内容について現況報告書における取組類型コード分類別に実施割合を確認すると、「地域の関係者とのネットワークづくり」がもっとも多い16.9%、次いで「地域の要支援者に対する相談支援」が15.6%であった。

(図表18) 2020年度会計監査人の設置状況

項目	単位	法人全体 n=8,483	介護主体法人 n=3,346	保育主体法人 n=3,247	障害主体法人 n=1,349
会計監査人設置法人	%	3.9	5.3	1.6	2.7
うち任意設置法人	%	1.4	1.5	1.4	1.0
会計監査人の報酬	千円	3,276	3,505	1,593	3,393
(参考)任意設置法人の平均収益	千円	1,164,141	1,444,254	597,150	1,367,654
(参考)任意設置法人の平均負債	千円	704,857	1,149,431	223,801	649,318

<sup>9</sup> 会計監査人を任意設置している法人のデータには、会計事務や決算業務の委託料と思われるような額の記載があったことから一部除外しているが、厳密な判別は難しく、当該事務委託等にかかる費用が含まれている可能性に留意されたい

(図表 19) 2020 年度 地域における公益的な取組の状況

取組内容	法人全体 n=8,483	介護主体 法人 n=3,346	保育主体 法人 n=3,247	障害主体 法人 n=1,349
地域における公益的な取組の記載率	66.0%	70.8%	56.9%	71.5%
記載内容の構成割合	-	-	-	-
地域の要支援者に対する相談支援	15.6%	11.1%	22.3%	12.2%
地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援	5.0%	7.0%	1.9%	6.4%
地域の要支援者に対する権利擁護支援	1.1%	0.3%	2.3%	0.8%
地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供	2.6%	2.5%	1.9%	3.1%
既存事業の利用料の減額・免除	8.7%	16.9%	1.0%	4.6%
地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動	6.7%	8.9%	5.9%	3.2%
地域住民に対する福祉教育	13.5%	12.5%	15.1%	14.3%
地域の関係者とのネットワークづくり	16.9%	14.4%	18.7%	19.7%
その他	29.8%	26.3%	30.9%	35.6%

地域の関係者とのネットワークづくりの具体的な内容では「施設の納涼祭に地域住民を招待し地域とのつながりを強化する」や「合同消防訓練を開催する」が挙げられていた。地域の要支援者に対する相談支援の具体的な内容では「市内の社会福祉法人で共通の相談窓口を開設し、連携しながら相談対応を実施する」や「施設のケアマネジャーが地域に出向き介護等に関する相談会を開催する」というものがあり、それぞれの地域において自法人の強みを活かした取組を進めている状況がうかがえる。

主たる事業別に実施状況を確認すると、介護主体法人は「既存事業の利用料の減額・免除」、保育主体法人は「地域の要支援者に対する相談支援」、障害主体法人は「地域の関係者とのネットワークづくり」の実施率が高く、法人類型で差がみられた。自法人で対応可能な支援策を踏まえ、支援対象についても運営する事業の利用者の周辺分野を中心に取組んでいるようである。

なお、図表 19 に挙げている取組については多くの法人で既に実施していることも多いとみられることから、未記載の法人においては積極的に現況報告書へご記載いただければ幸いである。

## おわりに

本稿では、2020 年度の社会福祉法人の経営状況について経年比較のほか、主たる事業別や規模別、地域別など様々な角度からみてきた。いずれの社会福祉法人においても地域に根差した特色ある事業を展開しており、個々の法人が抱える経営上の課題とその解決策について一概に語れることは少ないが、労働人口の減少に直面する地方都市においては一層人材確保の状況が厳しくなっていく可能性があることに留意しておく必要があるだろう。

また、2020 年度はコロナ禍において、運営している事業によって報酬や人員体制の面で特例があったことから、若干ではあるが 2019 年度より経営改善がみられた。しかし、これらの特例はこの先もずっと続くものではないことから、経営が改善している法人においてはこれを機にさらなる省力化を進めるとともに、経営状況に課題がある法人においては不断の経営改善を進めていく必要があるといえるだろう。

最後になるが、コロナ禍の多忙なか 2020 年度決算に係る事業報告に協力いただいた方々に感謝を申し上げます。



## 【免責事項】

- ※ 本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、借入など何らかの行動を勧誘するものではありません
- ※ 本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、情報については、その完全性・正確性を保証するものではありません
- ※ 本資料における見解に関する部分については、著者の個人的所見であり、独立行政法人福祉医療機構の見解ではありません

《本件に関するお問合せ》

独立行政法人福祉医療機構 経営サポートセンター リサーチグループ TEL：03-3438-9932

<sup>i</sup> (附表) 主たる事業別 収益規模上位からの収益の累積が全法人の総収益に占める比率

